

基本の柱V 市町村・関係機関との連携の強化

本県においては、13市すべてに女性相談支援員が配置されていることが、地域における困難な問題を抱える女性への支援の大きな強みとなっています。一方で、小規模な町村においては、体制の整備が不十分と考えている自治体もあります。全ての市町村が、困難女性支援基本計画を策定し、地域の実情に応じた性暴力や性的虐待、性的搾取等防止の啓発や女性支援施策の周知等積極的な広報活動を行うとともに、身近な行政主体として相談窓口の周知を行うことが重要です。

県では、市町村において、女性相談支援センターと各相談窓口と協力しながら、困難な問題を抱える女性の相談から自立支援まで適切な対応がなされるよう、市町村の計画策定とその取組みについて助言や支援を行います。

支援の対象となる女性は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、女性相談支援センター等を中心としつつも他の分野との連携が必要不可欠となっています。また、困難な問題を抱える女性の支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術等を持つ民間団体との協働が重要になります。

県では、定期的な意見交換の場として支援調整会議を活用しながら、市町村及び関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

【重点取組み】

- ◇ 支援調整会議を活用し、共通認識の醸成や連携体制の強化を図ります。地域における女性への支援が円滑に行われるよう、4地域ごとに顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

【数値目標】

- ◇ 市町村基本計画の策定数 0（令和6年3月時点）⇒13市町村
- ◇ 連携・協働する民間団体の数（再掲） 0（令和6年3月時点）⇒4団体

施策の方向 13 市町村との連携の強化

[今後の方策①] 市町村における支援体制づくりの推進 ★

- 県、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性が身近な市町村において適切な対応・支援が受けられるよう、市町村に対しきめ細かな助言を行い、市町村における支援体制づくりを推進します。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|------------------|------------------------------|---|
| 市町村との連携強化 | 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員) | ◆市町村に専門的な立場から助言・指導を実施。 ◆支援調整会議を活用し、支援対象者が市町村から各種相談窓口に適切かつ迅速に引き継がれるよう連携を強化。 |
| 犯罪被害者支援担当者研修会の開催 | 消費生活・地域安全課 | ◆市町村等担当者を対象に研修会を開催し、犯罪被害者に係る関係機関の連携による支援を促進。 |
| 市町村担当者研修会の開催 | 子ども家庭福祉課 | ◆市町村等担当者を対象に困難な問題を抱える女性への支援に関する研修会を開催し、関係機関への制度の周知、連携支援を促進。 |

[今後の方策②] 市町村基本計画の策定支援

- 県では、市町村に対して、困難女性支援基本計画を定め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や支援を行います。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|--------------|-------------------------|---|
| 市町村基本計画の策定支援 | 子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課 | ◆会議等を通して、基本計画の策定について、助言や支援を実施。 ◆市町村男女共同参画計画の改訂の際に、併せて困難女性支援法による計画（位置づけを明確化）の策定を支援。 |

[今後の方策③] 災害時における迅速な相談窓口の周知（再掲）

- 災害が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へ相談窓口の周知を迅速に行います。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|------------------------------------|--|--|
| 女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布 | 子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課 | ◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：参考資料（43頁）参照) |
| 避難所等において性犯罪等の防止に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施 | 多様性・女性若者活躍課 各総合支庁(女性相談支援員) 防災危機管理課 | ◆災害時に市町村等と連携し、避難所や家庭等において、性犯罪等を許さない意識の共有や避難生活での留意点などの注意喚起を行うとともに、相談窓口の周知を実施。 |

施策の方向 14 関係機関との連携の強化

[今後の方策①] 関係機関の顔が見えるネットワークづくり ★

- 支援調整会議（代表者会議）を開催し、関係者が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制の強化を図ります。また、地域における女性への支援が円滑に行われ

るよう、4地域ごとに支援調整会議（実務者会議）を開催し、関係機関の顔の見えるネットワークづくりを行います。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|----------------------|------------------------------|---|
| 支援調整会議（代表者会議）の開催 | 子ども家庭福祉課 | ◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体・女性相談支援センター・女性相談支援員等で構成する支援調整会議（代表者会議）を開催し、多機関間で支援に係る共通認識の醸成を図り、連携を強化。困難な問題を抱える女性の実態把握、実施体制の評価及び地域で活用できる資源の把握。 |
| 支援調整会議（実務者会議）の開催 | 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員） | ◆必要に応じて、支援調整会議（実務者会議）を開催し、市町村や関係機関等と、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を実施。 ◆市町村が開催する要対協、生活困窮者支援団体が行う生活困窮者支援会議・支援調整会議への参加により情報共有・連携を実施。 |
| 支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催 | 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員） | ◆必要に応じて、支援調整会議（個別ケース検討会議）を開催し、市町村や関係機関等と、一時保護や女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて、詳細な基本方針を検討。 |

[今後の方策②] NPO等民間支援団体との連携と協働

- 県、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、独自の知見や経験、支援技術を持つNPO等民間支援団体と積極的に連携を図ることで、きめ細かな支援につなげていきます。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|-------------------------------------|-------------------------|--|
| 民間団体と連携した実態把握【再掲】 | 子ども家庭福祉課 | ◆NPO等民間支援団体に対し実態調査を行い、連携した取組を検討。 |
| 困難な問題を抱える女性の支援ニーズを把握【再掲】 | 子ども家庭福祉課 | ◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働により、困難な問題を抱える女性の現状や支援ニーズを調査し、必要とされる支援の掘り起しを実施。 |
| アウトリーチ等の体制づくりの推進【再掲】 | 子ども家庭福祉課 | ◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働によるアウトリーチ等の体制づくりを推進。 |
| 居場所づくり等の支援【再掲】 | 多様性・女性若者活躍課 子ども家庭福祉課 | ◆困難な問題を抱える女性に対し、NPO団体民間支援団体等によるピアサポートや居場所づくり等の支援を実施。 ◆NPO等民間支援団体と協働し、困難な問題を抱える女性の居場所づくりを促進。 |
| シェアハウス等の設置に取り組むNPO等民間支援団体の育成・支援【再掲】 | 子ども家庭福祉課 | ◆自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウス等の設置について、意欲あるNPO等民間支援団体を育成・支援。 |

〔今後の方策③〕他の都道府県との連携・

- 県域を越える広域的な避難や保護が増加し、他県の母子生活支援施設の活用も行われていることから、更に広域的な支援を円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行います。

| 主な施策 | 担当課 | 取組み概要 |
|-------------------|----------|--|
| 母子生活支援施設における広域的対応 | 子ども家庭福祉課 | ◆必要に応じ、他都道府県の母子生活支援施設への入所及び他都道府県からの入所受入れについて調整を実施。 ◆会議等において、他都道府県との情報交換を実施。 |